

### 第36回 地方裁判所委員会議事概要

#### 1 開催日時

令和4年7月28日（木）午後1時30分から午後3時まで

#### 2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

#### 3 出席者

浜本章子（委員長）、河野総史、川畑憲司、下前原章子、中根総子、中村啓子、西木場洋子、馬場竹彦、前田忠倫、餅原尚子（敬称略、五十音順）

#### 4 議事

##### (1) 委員長選任

互選により浜本章子委員が委員長に選任された。

##### (2) 委員自己紹介

##### (3) 議事

別紙のとおり

(別紙)

1 「裁判員裁判の現状と課題」

鹿児島地方裁判所 刑事部総括裁判官 中 田 幹 人

2 質疑応答、意見交換 (□委員長、○学識経験者、◎法曹委員、◇裁判所)

○ 裁判員経験者に対する令和3年度のアンケートの中で、裁判員に選ばれたときの気持ちとして、やりたくなかったが非常に良い経験になったといった良い割合が多い結果となっていますが、例えばどういうことが良かったのかという、具体的な内容を教えてください。

◇ アンケート結果が手元に無く正確に申し上げられないところではありますが、良い経験になったという裁判員経験者の皆様からは、「裁判の仕組みを知ることができた」、「裁判の流れがよく分かった」、「他の裁判員等のいろいろな意見や考えを広く聞くことができた」、「自分の考えをまとめることや結論を出すことに意義があった」といった御意見を多くいただいています。

○ 裁判員経験者のインタビューをテレビで見たことがあります。その内容は、裁判員に選ばれたときは、最初は怖く感じてできないと思っていたが、自分以外の人のいろいろな意見を聞き、また、事件を起こした人もいろいろなものを抱えていることが分かったというものでした。このように、裁判員を実際に経験した方が、どういうところが良かったと言っているのか、その内容をもっと発信していけたら、人の人生を自分が決めてよいのかと裁判員を怖がってなりたがらない人に、大丈夫だと思ってもらえるのではないのでしょうか。

□ アンケートの中で、最初に「やりたくない」と思っていた方の理由としては、他人の重大ごとを決めることへの不安や経験したことがない裁判に携わる不安、被告人に接することが怖いといった理由が多いようです。それが経験後は、「裁判官や他の裁判員と突き詰めて議論するといった得難い経験が出来て良かった」という意見が一番多くなります。「一つのことを何人もの人間が時間をかけ議論をし、他人の意見に耳を傾けて結論を出す。このような経験をたくさんの方が重

ねていけば、もっと良い社会になると思う。」といった意見もあり、まさに裁判員裁判の目的を表した意見ではないかと思っているのですが、辞退率が高いことが裁判所として悩ましいところです。

◎ 先程裁判員メンタルヘルスサポート窓口について説明がありました。以前、裁判員が法廷での証拠調べでメンタル的に傷ついたことがあったことを受けて、裁判員裁判では、刺激証拠は避け、穏やかな表現となっていると思います。メンタルヘルスサポート窓口に連絡してカウンセリングを受ける裁判員経験者がどの程度いるのか、教えてください。

◇ 裁判員メンタルヘルスサポート窓口の利用者数の詳細については、手元に統計的な資料がなく、利用数等は把握していません。

○ 以前、裁判官を対象に急性ストレス障害について研修をしたことがあります。その際に研究結果をお伝えしましたが、それは「カラー写真に圧倒される。受け身になり、ショックが大きい。」といった意見がある一方、「白黒写真の方が、詳細が分かり、望ましい。自発的に見てみようという気持ちになる。」というものでした。証拠写真等について、カラーや白黒、絵画調といったように、裁判員が選択できるようにすることも一つの方法ではないでしょうか。また、裁判官と裁判員とで、その日のうちに、自由に経験やストレスを述べ合っ分ち合うことが大切だと思います。メンタルヘルスサポート窓口がどの程度活用されているか、気になっているところです。

□ メンタルヘルスサポート窓口については、裁判員裁判開始時に裁判員に案内しています。また、裁判中に不安を覚えたり、いろいろな事情で裁判員を続けられないといった発言があったときは、改めて、裁判長等からメンタルヘルスサポート窓口の案内をしています。

○ アンケートの「裁判員になってよかった」というポジティブなイメージの回答も大事ですが、そうでなかった残りの方がなぜ良いと思わなかったかという理由を知ることが、より良い裁判員制度広報にとって大切ではないかと思われま

また、実際、傍聴した方の声も大事ではないでしょうか。コロナ下では、被告人がマスクを着けていると表情が裁判員に伝わるのかという疑問も生じます。性犯罪の裁判における裁判員の男女比や、被害者側から裁判員制度を利用するかどうかが選択できるようにしてほしいといったいろいろな声に対応できるような制度であれば、より身近に感じられ、なんとかしたいという気持ちも生じて、参加率も上がるのではないのでしょうか。

○ 裁判員として選ばれるとき、被告人の知り合いが選ばれてしまうといったことが起こるのでしょうか。また、性犯罪の裁判で、過去に同種犯罪を犯した人も選ばれる可能性があるのか教えていただけないでしょうか。

◇ そのような候補者が選ばれると偏った判断がなされる可能性を避けるために、質問票や、裁判員等選任手続期日の中で行う対面による質問で、特定の関係が無いかなどの事情をお尋ねしています。該当される方がいる場合には、不公正な裁判がなされる恐れがあるとの事情で辞退していただく等、該当者は関与しないようにしているところです。

□ 裁判員裁判に対する関心をどうやったら高めることができるのかという問題、それから、裁判員候補者として名簿に登録されたり期日の書面が裁判所から届くといった場面で、国民の皆様が感じる漠然とした不安を解消するために裁判所はどうしたらよいのか悩むところです。これまでもいろいろ工夫してきたところですが辞退率は減少せず上がる一方であり、これ以外どういう手を打てるか悩ましいところではあります。どんな御意見でもかまいませんので、お気付きの点があれば御指摘ください。広報のやり方についても、もっと別の手段があるのではないかと御意見はありますか。

◎ 今言われたテーマは非常に難しい問題だと思います。これまでの活動を地道に続けていくということではないのでしょうか。

私としては、この制度は14年前から始まっているので、そのときすでに大人であった人とその後生まれた人とでラインが引かれるのではないかと考えて

います。制度前の方々から見ると、裁判に一般の国民が参加するなどと考えもしなかったのにやれと言うのか、というところが一つ大きな壁になっていて、非常にショッキングな出来事として国民の間に広まりました。先ほどの説明の中でも、18歳・19歳よりも、裁判員制度という言葉の知名度が高いのは年齢が高い世代でしたが、それは当然で、ショッキングな制度ができたと思うからこそすぐに広まって定着します。それに比べて、18歳・19歳にとっては物心ついたときにはすでにできていた制度であり、制度があるのは不思議なことではない。ただ、中身に関心がなければ詳しいことは知らないということにはなるでしょうから、そのような世代の違いは意識すべきだと思います。国民全体に広めるという目的があったとしても、まず取っ掛かりは若い人たちであり、制度に積極的に参加してもらい大人になった頃は多数派になっているというやり方があると思います。そのために、いろいろある広報活動の中で、出前講座として学校等に出向き講義をされているのだらうと思います。弁護士会でも、学校から法教育に対するリクエストが思いの外たくさん来ており、担当者も手が回らず大変だと言っているほどです。学校の先生方にとっても、司法に関して説明するのはなかなか骨が折れることで、専門家が来て説明してくれるのは助かると思ってもらっているようです。このように需要は非常に多いので、学校に出向いて「当然知っていると思うけれど、この制度はこういう内容なんだよ」と説明すれば、若い人はすんなり抵抗なく受け入れます。若い世代には、裁判員制度は当然だよねという意識を持っている方が多く、成人年齢が引き下げられて、18歳・19歳の方も制度の対象になれば、そのような意識を持つ方が増えるということであり、そういう世代に働きかけていって、「裁判員制度は当たり前」という風潮が広まれば、広報の一つのやり方として意義があると思います。

- 14年前に大人だった世代にはショッキングだったけれども、その後生まれた世代には子どもの頃からある制度だから関心度が違って当たり前という御指摘には目から鱗が落ちました。

弁護士会では法教育に関するリクエストが多くて手が回らないというお話でしたが、このコロナ禍において、こういった形でリクエストに応えていらっしゃるのでしょうか。

- ◎ 確かにそれは今の課題ではあると思いますが、コロナ禍における実施状況までは詳しく把握していません。学校の授業もコロナのため制約をうけているようで、すべてをリモートに置き換える訳にもいかないでしょうから、授業内容がタイトになった分、法教育のリクエストも減ってきているかもしれません。
- 現在の大学の状況についてお話しすると、リモートでの授業が中心の大学もありますが、対面授業が原則の大学もあります。大学によってやり方が違いますが、基本的には対面が中心だと思います。
- 出前講義に行けるのであれば、若い世代に働きかけるという意味では非常に効果的だと思うのですが、如何せんコロナでそれができていません。リモートの形では対面より効果は薄れるかもしれませんが、やらないよりはやった方が良くかと、大変悩ましいところです。
- この機会にお尋ねしたいのですが、裁判員を選任する過程でこんなに苦勞されている裁判所からの、裁判員制度を導入してよかったというような声についてお聞かせください。
- ◇ 裁判員制度が無かった頃と、導入された後の両方を経験していますが、比較して申し上げると、裁判員の方々と一緒に評議をし結論に結び付けていくという過程を通じ、いろいろな考え方に接したことで、自分自身がこれまで感じできたことと同じ考えをお持ちだと再確認したり、あるいは違う切り口の御意見に接してなるほどと改めて考えさせられるということがあります。裁判員裁判が無ければ、ひょっとしたらこういう考え方をお聞きすることはなかったのではないかと思うこともあります。その意味においても、多くの御意見を聞き、考え方の整理ができる面もありますし、新たな視点に気付かせていただく、視野が広がるという面もあります。

また、検察官・弁護士という法律家との間だけで議論しているときには、法制度について一から内容を検討することが無いままに議論が進むということもありますが、法律の概念を深くご存じない方々に、法律用語の意味を説明し制度の本質を理解していただくといった過程を通じて、改めて自分自身がもう一度勉強し、制度についての理解を深めることができると感じています。そのようなところに、裁判員制度の大きな意義があると考えています。

- 裁判官の生の声を伺って、裁判所側からの裁判員制度に対するメッセージもあるのだと理解できました。裁判員側からのやりがいでだけでなく、そのような裁判所側からの人間らしい分かりやすい声を伝えられたら、裁判員に対する関心も高まってくるのではないのでしょうか。
- 裁判員と裁判官が一緒に議論することで、裁判官に影響を与えていることを、もっとアピールするとよいということですね。確かに、以前と比べ、裁判、特に刑事裁判は変わりました。裁判は公開の法廷で直接やり取りをするのが原則なのですが、以前は書面でのやり取りが多かったところ、今は口頭でのやり取りに変わっています。裁判員制度は、裁判のあり方も大きく変えたので、裁判所にとっても良かったと思います。
- 広報について意見を述べたいのですが、誰しも自分に降りかかってから考えるものですので、広く一般的に広報するよりも、裁判員候補者として選ばれた方々をまず対象にしてはいかがでしょうか。例えば、候補者に対し通知が送られた後、候補者の不安を払拭し真剣に選任手続に向き合うことができるように、説明会や講演会、オンライン聴講など候補者に負担が少ないような形で説明会を聞いていただいた上で判断していただくような働きかけが良いのではないかと思います。参加した結果のアンケートで、良い経験だったと答えた半面メンタルケアが必要といった意見があるのは、良い経験だったという結論に至る過程に紆余曲折があるということであり、メンタルヘルスサポート窓口が設置されたこととも相まって、候補者となり不安を抱えた方には決してプラスにならないと思います。選ば

れた方の不安を払拭するような説明に重点を置いた広報が大事だと思います。

また、裁判員制度が無かった時代の人間には不安が先に立ちます。そのような世代と、若い世代、裁判員制度が当たり前の世代に対するアプローチは変えた方が良いと思います。物心ついたときには裁判員制度があった世代には、国民の義務として、断るという選択肢に意識を向けさせないアプローチで臨めば、すんなりと裁判員をしてもらえるようになっていくのではないかと考えています。

- ありがとうございます。非常に有益な御意見をいくつもいただき、まだまだ伺いたいところではありますが、時間が参りましたので、本日の議事は以上とさせていただきます。